雇用支援事業の概要

■ 特別研究員制度の趣旨に賛同し**PD等を雇用して積極的に優秀な若手研究者の確保・育成に取り組むことを希望する研究機関を公募**し、所定の要件を満たす機関を**「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」（以下「雇用制度導入機関」という。）に登録。**

■ 雇用制度導入機関のうち**PD等を雇用する受入研究機関に対し、雇用するPD等の人数に応じて、雇用に係る経費「若手研究者雇用支援金」（以下「雇用支援金」という。）をJSPSから交付。**

■ PD等が主体的な研究を遂行する上で必要となる雇用管理に伴い受入研究機関が負担すべき経費は、特別な研究支援経費として**「科研費　特別研究員奨励費（雇用PD等）」においても併せて支援。**

PD等 若手研究者

＜従来からのメリット＞

- 自由な発想のもとに**主体的に研究を遂行**
- **研究費の確保**：総額450万円以下※

※特別研究員-PDの場合の科研費 特別研究員奨励費（B区分かつ研究期間3年の場合）

＋

＜機関雇用による新たなメリット＞

- **研究専念環境の更なる向上**
- 特別研究員-PD等の資格を持ったまま**安定した身分**を確保
- **社会保障の充実**　　等

大学等研究機関

- 優秀な若手研究者の「受入」から「雇用」による、更なる**研究現場の活性化**
- 機関の責任と方針の下で**優秀な若手研究者の確保・育成**が可能

受入研究機関で雇用するための経費をセットでサポート

雇用するPD１人あたり

基本給充当分として
若手研究者雇用支援金
（特別研究員事業における研究奨励金相当額）
362,000 円/月

＋

受入研究機関への追加支援として
科学研究費助成事業
特別研究員奨励費(雇用PD等)
100万 円/年
+間接経費30%

令和７年度予定額

「フェローシップ型PD等」と「受入研究機関に雇用されるPD等」の主な違い

		PD等 （フェローシップ型）	受入研究機関に雇用されるPD等
身分		日本学術振興会 特別研究員-PD,RPD,CPD （日本学術振興会、受入研究機関と PD等に雇用関係なし）	受入研究機関の職員 （日本学術振興会特別研究員-PD,RPD,CPD） （受入研究機関とPD等に雇用関係あり）
給与等		「研究奨励金」として 日本学術振興会から支給	「給与」として受入研究機関から支給 （受入研究機関には日本学術振興会から「若手研究者雇用支援金」を交付）
各種手当等			機関・個人の状況により、 通勤手当、住居手当等が支給
社会保険	公的年金	国民年金 （第1号被保険者）	厚生年金 （第2号被保険者）
社会保険	健康保険	国民健康保険	健康保険組合・共済組合等による 健康保険
社会保険	雇用保険		適用有り
社会保険	労災保険等	傷害保険に加入 （保険料は日本学術振興会が全額負担）	適用有り （労災保険料は受入研究機関が全額負担）
税金	所得税	日本学術振興会が源泉徴収	受入研究機関が源泉徴収
税金	住民税	各自で納付	給与から天引き

資金の流れ：フェローシップ型のスキーム

PDの例

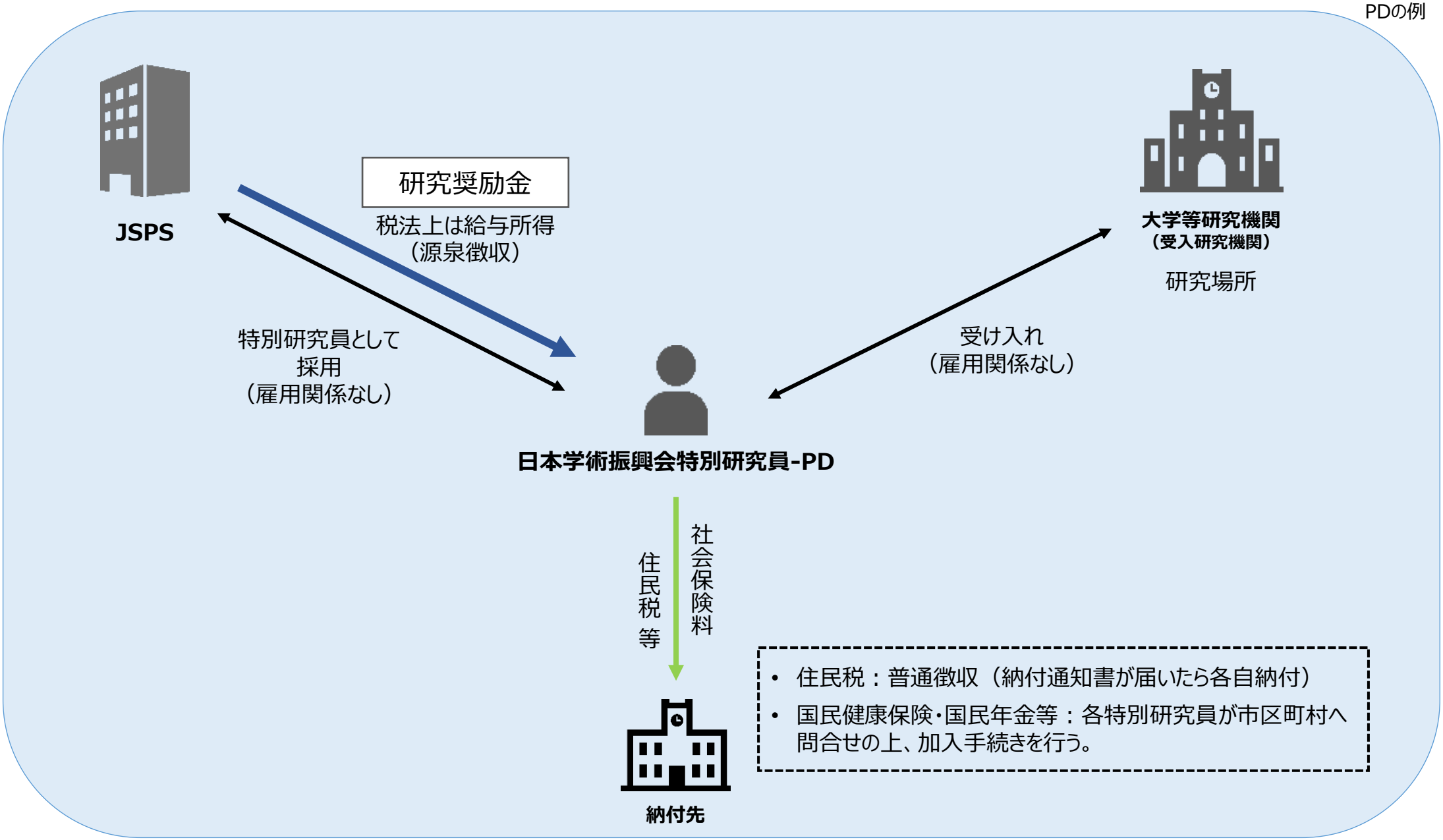

※上記のほか、PD等には、特別研究員の研究費である科研費　特別研究員奨励費（450万円以下（PD：B区分かつ研究期間3年の場合）＋間接経費30%）が交付される。

資金の流れ：雇用制度導入後のスキーム

PDの例

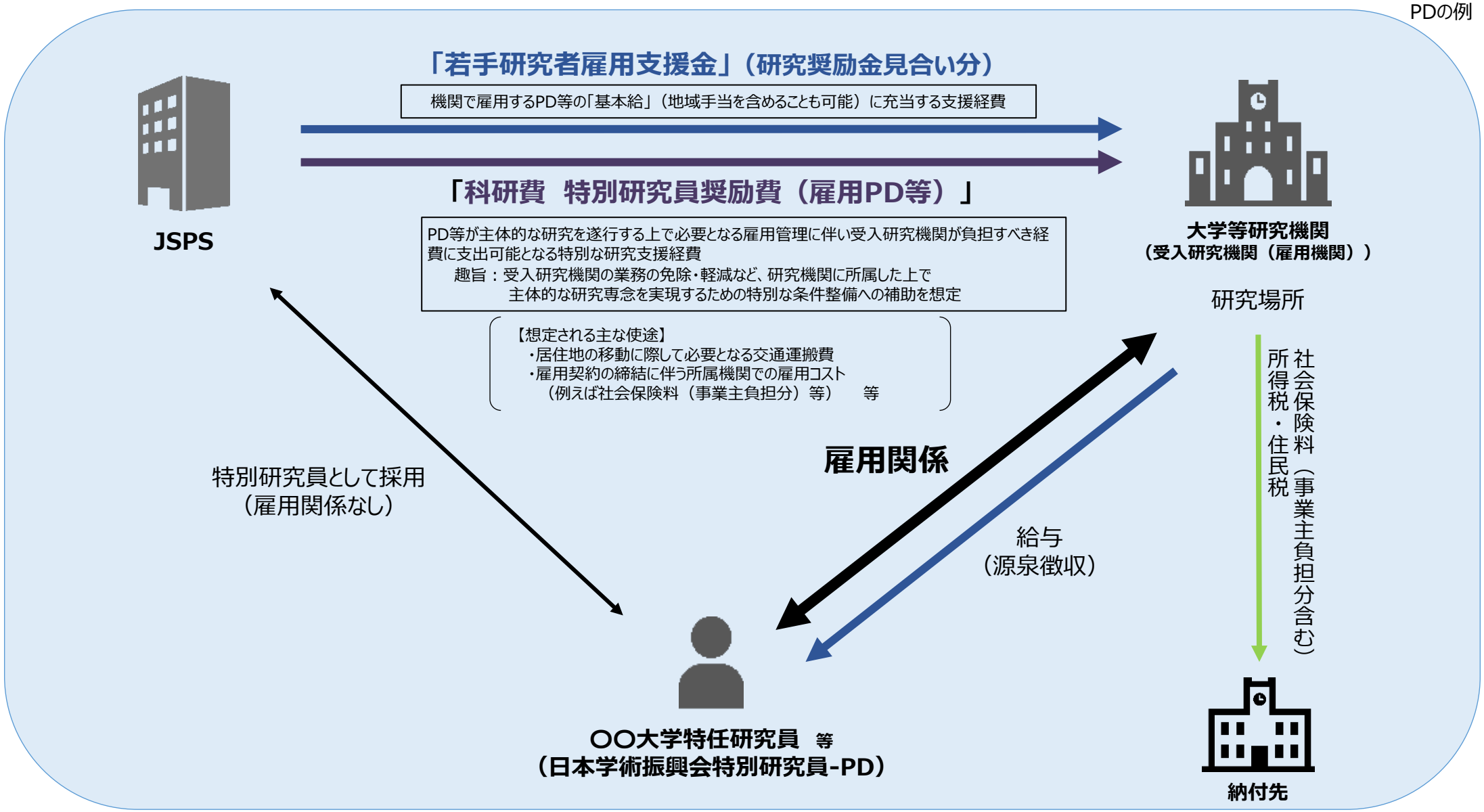

※科研費　特別研究員奨励費について
　PD等には従来のPD等に係る研究費である科研費　特別研究員奨励費（450万円以下（PD：B区分かつ研究期間3年の場合）＋間接経費30%）が交付される。